

●その他の主な手当(26年4月1日現在)

手当名	支給の内容
扶養手当	○配偶者 月額13,000円 ○配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ○職員に配偶者のない場合 扶養親族1人につき 11,000円 ○16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算
住居手当	○借家・間借りなどの場合 月額27,000円限度(月額12,000円以上を負担している職員に対し、家賃額の45%以内で支給。)
通勤手当	○片道2km以上月額2,000円-片道20km以上月額31,600円
管理職手当	○総務課長 月額30,000円 ○各課局長級・総務課長補佐 月額12,000円 ○町立保育所所長及び認定こども園園長 12,000円
特殊勤務手当	○老人ホーム(生活相談員、看護師、支援員) 月額6,000円 ○町立保育士及び認定こども園(保育士、幼稚園教諭) 月額10,000円 ○指導主事 給料月額29% ○鹿児島事務所職員 給料月額7%
宿日直手当	○1回4,200円

■職員の勤務時間その他勤務条件

- 勤務時間 午前8時30分-午後5時15分(休憩時間 午後0時-1時) 1日の勤務時間 7時間45分(週38時間45分)
- 年次休暇の取得状況(26年中) 平均14.1日 ○育児休暇の取得状況(26年度中の新たな取得者数) 女性職員1人
- その他の休暇制度

手当名	付与日数	概要
病気休暇	90日を超えない範囲(公務以外)	疾病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむ得ないと認められた場合
特別休暇	休暇の種類により期間が定められている	公民権行使等休暇、骨髄移植休暇、産前産後休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児休暇、夏季休暇、慶弔休暇など
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合(無給)

■職員の分限及び懲戒処分状況(26年度)

- 分限処分 2件(休職)  
※分限処分とは、職員が職責を十分果たせない場合に、公務の能率維持などを目的として行われ、後任、免職、休職などの処分があります。
- 懲戒処分 4件(法令違反)  
※懲戒処分とは、職員の義務違反などがある場合に、公務における規律を秩序維持を目的として行われ、戒告、減給、停職、免職の処分があります。

■職員のサービスの状況

- 営利企業等の従事許可の状況 5件

■職員の福祉及び利益の保護の状況

- 健康診断等の状況
  - ・人間ドック受診者数 52人
  - ・定期健康診断受診者数 78人
- 公務災害の認定件数 なし
- 勤務条件に関する措置要求 なし
- 不利益処分に関する不服申立て なし

■職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- 人事交流及び派遣状況(26年度)
- 勤務成績の評定の状況 実施していません。

人事交流及び派遣先	人数	期間
奄美群島広域事務組合	1人	24年4月1日-27年3月31日
鹿児島県大島支庁沖永良部事務所(割愛)	1人	25年4月1日-28年3月31日
鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局	1人	26年4月1日-29年3月31日

○職員研修の状況

研修名	人数	開催場所	研修名	人数	開催場所
新規採用職員研修	6人	鹿児島市	海外行政視察研修	1人	ベトナム
新任課長研修	3人	鹿児島市	浄化槽技術管理研修会	1人	福岡市
新任課長補佐研修	5人	鹿児島市	甲種防火管理者講習	6人	知名町
新任係長研修	1人	鹿児島市	法制執務研修(中級)	10人	知名町
ヘルスアップセミナー	1人	奄美市	例規システム操作研修	12人	知名町